平成２５年（再イ）第２２５号

福岡県春日市須玖北７丁目115番地　ヴェルドミール須玖402号

再生債務者　南　千佳子

1　決議に付する再生計画案　平成25年11月22日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月26日まで

平成25年12月５日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２４３号

福岡市南区横手南町24―18―303

再生債務者　宇佐美和英

1　決議に付する再生計画案　平成25年11月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月26日まで

平成25年12月５日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２５４号

福岡県筑紫野市俗明院１丁目６番８―201号

再生債務者　佐藤　英介

1　決議に付する再生計画案　平成25年12月３日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年12月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成25年12月26日まで

平成25年12月５日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再イ）第２３号

徳島県徳島市国府町川原田106番地

再生債務者　岡本　圭司

1　決議に付する再生計画案　平成25年11月29日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月６日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月６日まで

平成25年12月９日　　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１８号

愛媛県松山市別府町772番地59

再生債務者　岡本　　裕

1　決議に付する再生計画案　平成25年11月25日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月６日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月６日まで

平成25年12月９日　　松山地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第２１号

愛媛県松山市土居町747番地４　サントノーレ土居201号

再生債務者　若松　浩司

1　決議に付する再生計画案　平成25年11月28日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月６日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月６日まで

平成25年12月９日　　松山地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１９１号

福岡県糸島市篠原西３丁目11番30号

再生債務者　甲斐　　浩

1　決議に付する再生計画案　平成25年11月13日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月６日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月６日まで

平成25年12月９日

福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１１号

札幌市豊平区豊平４条２丁目２番１―406号

再生債務者　坂下　浩章

1　決定年月日時　平成25年12月９日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで

4　一般異議申述期間　平成26年１月20日から平成26年１月27日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第１０００７号

茨城県水戸市中丸町210番地の105

再生債務者　塙　　宏幸

1　決定年月日時　平成25年12月６日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで

4　一般異議申述期間　平成26年１月17日から平成26年２月７日まで

水戸地方裁判所

平成２５年（再ロ）第７号

福岡市博多区美野島２丁目２番19―406号

再生債務者　岩上　重喜

1　決定年月日時　平成25年12月３日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで

4　一般異議申述期間　平成26年１月14日から平成26年１月21日まで

福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１６号

千葉県船橋市二和西４丁目18番37号

再生債務者　尾野　孝志

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月15日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年12月24日まで

平成25年12月６日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再ロ）第４号

大津市螢谷５番34号

再生債務者　奥村　祥一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年11月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年１月10日まで

平成25年12月６日

大津地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号

福岡市早良区高取２丁目15番25―302号

再生債務者　中園　隆明

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年11月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月５日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第８号

福岡市城南区梅林３丁目12番１号

再生債務者　田畑　裕介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月５日

福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（再ロ）第２号

鳥取県米子市諏訪167番地４

再生債務者　友定　章子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年12月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年12月９日　鳥取地方裁判所米子支部

訂正のお知らせ

訂正後

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、効力発生日は平成二十六年二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年十一月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十一月二十一日

掲載頁　六十一頁（号外第二五一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年十一月二十一日

掲載頁　六十一頁（号外第二五一号）

平成二十五年十二月十七日

埼玉県戸田市笹目北町一四番地六

（甲）加藤製版印刷株式会社

代表取締役　石坂　善彦

東京都千代田区神田神保町二丁目四四番地

（乙）株式会社ブック・プレス

代表取締役　山下　輝久